7　美術

平成30年度から平成32年度までの第１学年から第３学年までの美術の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第６節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第６節の規定によることができる。

8　保健体育

(1)　平成31年度及び平成32年度の第１学年の保健体育の指導に当たっては，次のア及びイのとおりとする。

ア　現行中学校学習指導要領第２章第７節第２〔体育分野第１学年及び第２学年〕の２Ｈ(1)に規定する事項に，新中学校学習指導要領第２章第７節第２〔体育分野第１学年及び第２学年〕の２Ｈ(1)ア(ｳ)に規定する事項を加えるものとする。

イ　現行中学校学習指導要領第２章第７節第２〔保健分野〕の３(1)の規定にかかわらず，現行中学校学習指導要領第２章第７節第２〔保健分野〕の２(1)アからエまで，２(4)ア及びイのうち「健康の保持増進には，年齢，生活環境等に応じた食事，運動，休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある」の部分の規定に係る事項を指導するものとする。

(2)　平成32年度の第１学年の保健体育の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第７節第２〔体育分野第１学年及び第２学年〕の〔内容の取扱い〕(2)クの規定にかかわらず，現行中学校指導要領第２章第７節第２〔体育分野第１学年及び第２学年〕の２Ｈ(1)ウに規定する事項は省略するものとする。

(3)　平成32年度の第２学年の保健体育の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第７節第２〔保健分野〕の３(1)の規定にかかわらず，現行中学校学習指導要領第２章第７節第２〔保健分野〕の２(3)アからエまで，２(4)イのうち「食事の量や質の偏り，運動不足，休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは，生活習慣病などの要因となる」の部分の規定に係る事項及び２(4)ウに規定する事項を指導するものとする。

9　技術・家庭

平成30年度から平成32年度までの第１学年から第３学年までの技術・家庭の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第８節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第８節の規定によることができる。

10　外国語

平成30年度から平成32年度までの第１学年から第３学年までの外国語の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第９節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第９節の規定によることができる。

11　道徳及び特別の教科道徳

(1)　平成30年度の第１学年から第３学年までの道徳の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第３章の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第３章の規定によることができる。

(2)　平成31年度及び第32年度の第１学年から第３学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第３章の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第３章の規定によるものとする。

12　総合的な学習の時間

平成30年度から平成32年度までの第１学年から第３学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第４章の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第４章の規定によるものとする。

13　特別活動

平成30年度から平成32年度までの第１学年から第３学年までの特別活動の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第５章の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第５章の規定によるものとする。